

第 6 9 8 号
平成24年 6月10日 発行

天理市公報

発行 天 理 市
編集 総務部総務課

目 次

規 則	番号	頁数
・天理市事務分掌規則等の一部を改正する規則	21	2
訓 令	番号	頁数
・天理市事務処理規程の一部改正	6	8
告 示	番号	頁数
・放置自転車等の保管について	177	8
・放置自転車等の保管について	178	9
・放置自転車等の保管について	179	9
・放置自転車等の保管について	180	10
・放置自転車等の保管について	181	10
・放置自転車等の保管について	182	10
・公示送達について	183	11
・放置自転車等の保管について	184	11
・放置自転車等の保管について	185	11
・放置自転車等の保管について	186	12
・国土調査の実施について	187	12
・放置自転車等の保管について	188	12
・放置自転車等の保管について	189	13
・放置自転車等の保管について	190	13
・放置自転車等の保管について	191	13
・放置自転車等の保管について	192	14
・地縁による団体の認可について	193	14
・放置自転車等の保管について	194	15
・放置自転車等の保管について	195	15
・放置自転車等の保管について	196	16
・放置自転車等の保管について	197	16
・放置自転車等の保管について	198	16
・放置自転車等の保管について	199	17
・放置自転車等の保管について	200	17
・天理市高額医療費貸付要綱の一部改正について	201	17
・公示送達について	202	18
・放置自転車等の保管について	203	18

・平成24年第2回天理市議会定例会の招集について	204	18
・放置自転車等の保管について	205	19
・放置自転車等の保管について	206	19
・放置自転車等の保管について	207	19
・放置自転車等の保管について	208	20
公 告	番号	頁数
・公売公告兼見積価格公告	21	21
教育委員会	番号	頁数
・定例教育委員会の招集について	6	22
・天理市公民館条例施行規則の一部を改正する規則	4	22
農業委員会	番号	頁数
・農業委員会の招集について	6	22
選挙管理委員会	番号	頁数
・選挙人名簿及び在外選挙人名簿に登録をした者の氏名を記載した書面の縦覧場所について	5	22
・選挙権を有する者の直接選挙に必要な選挙人の数について	6	23
監査委員	番号	頁数
・住民監査請求の結果について	1	23
・定期監査の結果報告について	2	26
公営企業	番号	頁数
・天理市指定給水装置工事事業者の廃止について	6	31
・平成24年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域の町名について	7	31
・天理市指定給水装置工事事業者の指定について	7	31
・天理市指定給水装置工事事業者規程の一部改正について	6	31

規 則

(平成24年 6月 1日 掲示済)

天理市事務分掌規則等の一部を改正する規則をここに公布する。
平成24年 6月 1日

天理市長 南 佳 策

天理市規則第21号

天理市事務分掌規則等の一部を改正する規則

(天理市事務分掌規則の一部改正)

第 1 条 天理市事務分掌規則(平成 9 年 3 月天理市規則第 4 号)の一部を次のように改正する。

第13条市民係の項第 6 号中「外国人登録事務」を「在留関連事務」に改める。

(天理市公印規則の一部改正)

第 2 条 天理市公印規則(平成10年12月天理市規則第30号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 第 3 項第 1 号及び第 4 項第13号中「及び外国人登録証明書」を「、住民基本台帳カード及び特別永住者証明書・在留カード」に改める。

(天理市市民カードの交付等に関する規則の一部改正)

第 3 条 天理市市民カードの交付等に関する規則(平成18年 9 月天理市規則第17号)の一部を次のように改正する。

第 3 条中「又は外国人登録法(昭和27年法律第125号)に基づき登録を受けている者」を削る。

第 8 条中「次に掲げる証明書」を「本人又は本人と同一の世帯に属する者に係る住民票の写し(住民票除票及び改製原住民票を除く。)」に改め、同条各号を削る。

第11条第 1 項中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号を第 4 号とし、同条第 2 項中「前項第 4 号又は第 5 号」を「前項第 3 号又は第 4 号」に改める。

様式第 3 号(表面)及び様式第 5 号(表面)中「住民票等」を「住民票」に改める。

(天理市印鑑条例施行規則の一部改正)

第 4 条 天理市印鑑条例施行規則(平成 5 年 8 月天理市規則第18号)の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 号中「様式第 2 号」の次に「又は様式第 2 号の 2 」を加え、同条第 9 号中「様式第 9 号」の次に「又は様式第 9 号の 2 」を加える。

様式第 1 号(表面)中「住民票等」を「住民票」に改める。

様式第 2 号中

印 影	氏 名			
	生年月日			性別
	住 所			

を

印 影	氏 名			性別
	通 称	生年月日		
	住 所			
	備 考			

に改める。

様式第 2 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第2号の2 (第8条関係)

印 鑑 登 録 原 票

印	影	氏 名	性 別
		通 称	生年月日
		住 所	
		備 考	

登録番号	回答期限	年 月 日	除票年月日	年 月 日
申請年月日	個人番号	年 月 日	除票事由	不要 死亡 忘失 婚姻 改印 離婚 転出 その他
登録年月日	世帯番号	年 月 日		

平成24年 6月10日 日曜日

天理市公報

様式第9号を次のように改める。

様式第9号 (第8条関係)

印 鑑 登 録 証 明 書

印 影	氏 名	性 別	
	生 年 月 日		
住 所			
備 考			

この写しは、登録されている印影と相違ないことを証明します。

年 月 日

奈良県天理市長

印

平成24年 6月10日 日曜日

天理市公報

様式第9号の次に次の1様式を加える。

様式第9号の2 (第8条関係)

印鑑登録証明書

印影	氏名	性別	
	通称	生年月日	
	住所		
	備考		

この写しは、登録されている印影と相違ないことを証明します。

年 月 日

奈良県天理市長

印

様式第10号（表面）中「住民票等」を「住民票」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成24年 7 月 9 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に第 3 条の規定による改正前の天理市市民カードの交付等に関する規則又は第 4 条の規定による改正前の天理市印鑑条例施行規則の規定に基づき作成されている申請書の用紙で残部のあるものについては、第 3 条の規定による改正後の天理市市民カードの交付等に関する規則又は第 4 条の規定による改正後の天理市印鑑条例施行規則の規定にかかわらず、必要な調整をして使用することができる。

訓 令

（平成24年 6 月 1 日揭示済）

天理市訓令甲第 6 号

天理市事務処理規程（昭和40年 1 月天理市訓令甲第 1 号）の一部を次のように改正する。

平成24年 6 月 1 日

天理市長 南 佳 策

別表 2 市民課の項中

「

外国人登録		外国人登録に関すること。
-------	--	--------------

」

を

「

在留関連		在留関連事務に関すること。
------	--	---------------

」

に改める。

附 則

この規程は、平成24年 7 月 9 日から施行する。

告 示

（平成24年 5 月 7 日揭示済）

天理市告示第177号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成24年 5 月 7 日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成24年 5 月 7 日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地 1
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間

（1）返還期間

平成24年 5 月 7 日から平成24年 7 月 5 日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

- (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- 6 返還時に必要なもの
 - (1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの(運転免許証・学生証・保険証等)
 - (2) 移動・保管費用(1台につき)
 - ア 移動費 2,000円
 - イ 保管費 1,000円(ただし、移動日から14日以内は無料)
- 7 連絡先
 - 天理市自転車等保管施設 電話 0743 - 62 - 7778
 - 天理市総務部地域安全課 電話 0743 - 63 - 1001

(平成24年 5月 8日 掲示済)

天理市告示第178号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年 5月 8日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成24年 5月 8日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年 5月 8日から平成24年 7月 6日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成24年 5月 9日 掲示済)

天理市告示第179号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年 5月 9日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成24年 5月 9日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年 5月 9日から平成24年 7月 7日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成24年 5月10日 掲示済)

天理市告示第180号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年 5月10日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成24年 5月10日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年 5月10日から平成24年 7月 8日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前 9時から午後 6時まで
- (以下 略)

(平成24年 5月11日揭示済)

天理市告示第181号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年 5月11日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成24年 5月11日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年 5月11日から平成24年 7月 9日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前 9時から午後 6時まで
- (以下 略)

(平成24年 5月14日揭示済)

天理市告示第182号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年 5月14日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成24年 5月14日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所 略
- 5 返還期間及び返還時間

- (1) 返還期間
平成24年 5月14日から平成24年 7月12日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
- (2) 返還時間
午前 9時から午後 6時まで
- (以下 略)

（平成24年 5月15日揭示済）

天理市告示第183号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び天理市税賦課徴収条例（昭和29年 7月天理市条例第30号）第18条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成24年 5月15日

天理市長 南 佳 策

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

（注意）地方税法第20条の2の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

（平成24年 5月15日揭示済）

天理市告示第184号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年 5月15日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成24年 5月15日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
- (1) 返還期間
平成24年 5月15日から平成24年 7月13日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
- (2) 返還時間
午前 9時から午後 6時まで
- (以下 略)

（平成24年 5月16日揭示済）

天理市告示第185号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年 5月16日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成24年 5月16日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

- 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年 5月16日から平成24年 7月14日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前 9時から午後 6時まで
- （以下 略）

（平成24年 5月16日 掲示済）

天理市告示第186号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第13条第 2 項及び第 3 項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成24年 5月16日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成24年 5月16日
 - 3 移動対象区域
天理市櫛本町3218番地 3 先放置禁止区域外
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年 5月16日から平成24年 7月14日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前 9時から午後 6時まで
- （以下 略）

（平成24年 5月17日 掲示済）

天理市告示第187号

国土調査法（昭和26年法律第180号）による地籍調査を実施するので、同法第 7 条の規定により次のとおり告示する。

平成24年 5月17日

天理市長 南 佳 策

- 1 国土調査として事業計画が公示された年月日 平成24年 5月11日
- 2 調査を実施する者の名称 天理市
- 3 調査地域 天理市川原城町及び山田町の各一部の地域
- 4 調査期間 平成24年 5月11日から平成25年 3月29日まで

（平成24年 5月17日 掲示済）

天理市告示第188号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成24年 5月17日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成24年 5月17日
- 3 移動対象区域
近鉄・J R 天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成24年 5月17日から平成24年 7月15日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前 9時から午後 6時まで

（以下 略）

（平成24年 5月18日揭示済）

天理市告示第189号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年 5月18日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成24年 5月18日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成24年 5月18日から平成24年 7月16日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前 9時から午後 6時まで

（以下 略）

（平成24年 5月21日揭示済）

天理市告示第190号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年 5月21日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成24年 5月21日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成24年 5月21日から平成24年 7月19日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前 9時から午後 6時まで

（以下 略）

（平成24年 5月22日揭示済）

天理市告示第191号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年 5 月22日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成24年 5 月22日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年 5 月22日から平成24年 7 月20日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前 9 時から午後 6 時まで
- (以下 略)

(平成24年 5 月22日揭示済)

天理市告示第192号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第13条第 2 項及び第 3 項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成24年 5 月22日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成24年 5 月22日
 - 3 移動対象区域
天理市嘉幡町2 1 7番地 1 先放置禁止区域外
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年 5 月22日から平成24年 7 月20日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前 9 時から午後 6 時まで
- (以下 略)

(平成24年 5 月23日揭示済)

天理市告示第193号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の 2 第 1 項の規定により、地縁による団体を下記のとおり認可したので、同条第10項の規定に基づき告示する。

平成24年 5 月23日

天理市長 南 佳 策

記

名 称	渋谷町町内会
規約に定める目的	・回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡 ・美化・清掃等区域内の環境の整備 ・集会施設の維持管理 ・渋谷町内の川堀及び道作り等の土木作
区 域	天理市渋谷町 1 番地から6 4 1番地までの区域とする。
主たる事務所	天理市渋谷町3 4 6番地
代表者の氏名及び住所	上田進司 天理市渋谷町4 4 1番地

裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）	なし
代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）	なし
規約に解散の事由を定めたときは、その事由	・地方自治法第260条の20の規定により解散する。 ・総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。
認 可 年 月 日	平成24年 5月23日

(平成24年 5月23日 掲示済)

天理市告示第194号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年 5月23日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成24年 5月23日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年 5月23日から平成24年 7月21日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成24年 5月24日 掲示済)

天理市告示第195号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年 5月24日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成24年 5月24日
 - 3 移動対象区域
天理市富堂町262番地先放置禁止区域外
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年 5月24日から平成24年 7月22日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成24年 5月25日 掲示済)

天理市告示第196号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年 5月23日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成24年 5月25日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年 5月25日から平成24年 7月23日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成24年 5月28日 掲示済)

天理市告示第197号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年 5月28日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成24年 5月28日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年 5月28日から平成24年 7月26日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成24年 5月29日 掲示済)

天理市告示第198号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年 5月29日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成24年 5月29日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

- 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年 5月29日から平成24年 7月27日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- （以下 略）

（平成24年 5月30日揭示済）

天理市告示第199号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年 5月30日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成24年 5月30日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年 5月30日から平成24年 7月28日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- （以下 略）

（平成24年 5月31日揭示済）

天理市告示第200号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年 5月31日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成24年 5月31日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年 5月31日から平成24年 7月29日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- （以下 略）

（平成24年 6月 1日揭示済）

天理市告示第201号

天理市高額療養費貸付要綱（平成12年 9月天理市告示第78号）の一部を次のように改正する。

平成24年 6月 1日

天理市長 南 佳 策

第 6 条第 2 項中第 5 号を削り、第 6 号を第 5 号とする。

附 則

この要綱は、平成24年 6月 1日から施行する。

(平成24年 6月 1日揭示済)

天理市告示第202号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市介護福祉課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成24年 6月 1日

天理市長 南 佳 策

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 介護保険法第143条の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

(平成24年 6月 1日揭示済)

天理市告示第203号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年 6月 1日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成24年 6月 1日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年 6月 1日から平成24年 7月30日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成24年 6月 4日揭示済)

天理市告示第204号

平成24年第2回天理市議会定例会を、次のとおり招集する。

平成24年 6月 4日

天理市長 南 佳 策

記

- 1 期 日 平成24年 6月11日
- 2 場 所 天理市役所議事場

(平成24年 6月 4日揭示済)

天理市告示第205号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転

車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年 6月 4日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成24年 6月 4日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年 6月 4日から平成24年 8月 2日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成24年 6月 4日 掲示済)

天理市告示第206号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年 5月24日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成24年 6月 4日
 - 3 移動対象区域
天理市荒蒔町100番地1先放置禁止区域外
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年 6月 4日から平成24年 8月 2日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成24年 6月 4日 掲示済)

天理市告示第207号

天理市自転車等駐車場条例（平成13年 9月天理市条例第31号）第13条第1項の規定により、有効期限を過ぎて放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条第2項の規定により告示する。

平成24年 6月 4日

天理市長 南 佳 策

- 1 撤去理由
自転車等駐車場内に有効期限を過ぎて放置されていたため。
- 2 移動日
平成24年 6月 4日
- 3 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年 6月 4日から平成24年12月 3日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

- 4 返還時に必要なもの
 - (1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの(運転免許証・学生証・保険証等)
 - (2) 延滞期間に応じた駐車料金
- 7 連絡先
 - ミディ総合管理(株) 電話 06 - 4399 - 8088
 - 天理市総務部地域安全課 電話 0743 - 63 - 1001

(平成24年6月5日揭示済)

天理市告示第208号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年6月5日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成24年6月5日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年6月5日から平成24年8月3日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

公 告

(平成24年 6月 1日 掲示済)

天理市公告第21号

公 売 公 告 兼 見 積 価 額 公 告					
平成24年6月1日					
天 理 市 長 南 住 策					
国税徴収法第95条の規定により差押財産を公売することを公告する。 国税徴収法第99条の規定により見積価額を公告する。					
公 売 財 産	売却区分	名称、性質、その他	数量	見積価額 (最低入札価額)	公売保証金
	天18-1	たばこケースセット (たばこケース、灰皿、マッチケース)	1セット	3,000	0
	天18-2	片口酒器セット(片口 1点、ちよこ 2点)	1セット	2,000	0
	天18-3	酒器セット ①(陶器製、徳利 1点、ちよこ 1点)	1セット	2,000	0
	天18-4	酒器セット ②(陶器製、徳利 1点、ちよこ 1点)	1セット	2,000	0
	天18-5	酒器(金属製、底面に落款あり)	1セット	1,000	0
	天18-6	急須(金属製)	1セット	1,000	0
	天18-7	茶器セット(陶器製、急須 1点、湯飲み 5点)	1セット	3,000	0
	天18-8	レコード(市丸、水茶屋喜美子、豆千代 各1枚、藤本二三吉 2枚、ケース無し)	1セット	1,000	0
	天18-9	レコード(大日本帝國軍歌集、ケース付)	1セット	1,000	0
	天18-10	レコード(なつかしのメロディー、ケース付)	1セット	1,000	0
	天18-11	レコード(鶴岡雅義、ケース付)	1セット	1,000	0
	天18-12	レコード(ピラー・パンパン、ケース付)	1セット	1,000	0
	天18-13	レコード(天童よしみ)	1セット	500	0
	天18-14	レコード(千昌夫)	1セット	500	0
(注) ①上記売却区分ごとに公売します。					
②公売財産の詳細については、ヤフーが提供するインターネットオークションサイト内に記載しています。					
公 売 方 法	ヤフーが提供するインターネットオークション(せり売)				
公 売 場 所	ヤフーが提供するインターネットオークションのシステム上				
公 売 参 加 申 込 期 間	平成24年7月6日 午後1時00分～平成24年7月20日 午後11時00分				
公 売 日 時	入 札 開 始	平成24年7月27日 午後1時00分			
	入 札 締 切	平成24年7月29日 午後11時00分			
開 札 の 日 時	平成24年7月30日 午前10時00分				
売 却 決 定 日 時	平成24年7月30日 午前10時00分	場 所	天理市役所 収税課		
買 受 代 金 納 付 期 限	平成24年8月6日 午後2時30分				
買 受 人 に つ い て の 資 格 そ の 他 の 要 件	国税徴収法第92条及び同法第108条該当者は公売に参加できません。				
そ の 他	1. 天理市は瑕疵担保責任を負いません。 2. 公売に参加するためには、公売参加申込期間内において、公売財産の公売保証金を納付いただく必要があります。 3. 買受代金を納付したとき、買受財産の危険負担は買受人に移転します。買受後に発生した財産の毀損、盗難及び焼失などによる損害負担は買受人が負うことになります。 4. 引き渡しは、買受代金納付時の現況有姿で引き渡します。なお、引き渡しのために要した費用はすべて買受人の負担になります。 5. その他、詳細についてはヤフーオークションサイト並びに天理市のホームページでご確認ください。				
配当を受ける者の権利の申出について					
公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他の財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに、債権現在額申立書によりその内容を当市収税課に申し出て下さい。 なお、債権現在額申立書の用紙は当市収税課に用意しています。					

教育委員会

(平成24年 5月28日掲示済)

天教告示第6号

平成24年 6月 4日午前 9時30分から 6月定例教育委員会を天理市役所に招集する。

平成24年 5月28日

天理市教育委員会
委員長 中 嶋 孝

(平成24年 6月 4日掲示済)

天理市立公民館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 6月 4日

天理市教育委員会
委員長 中 嶋 孝

天理市教育委員会規則第4号

天理市立公民館条例施行規則の一部を改正する規則

天理市立公民館条例施行規則(昭和61年 3月天理市教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第2条を削り、第3条を第2条とする。

第4条第1項第1号中「(中央公民館は、火曜日及び水曜日)」を削り、同条を第3条とし、第5条から第14条までを1条ずつ繰り上げる。

第1号様式中「(第8条関係)」を「(第7条関係)」に改める。

第2号様式及び第3号様式中「(第9条関係)」を「(第8条関係)」に改める。

第4号様式中「(第10条関係)」を「(第9条関係)」に改める。

第5号様式中「(第12条関係)」を「(第11条関係)」に改める。

附 則

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

農業委員会

(平成24年 5月25日掲示済)

天農委告示第6号

平成24年 6月 5日午後 2時から、下記事項を付議するため天理市農業委員会を天理市役所に招集する。

平成24年 5月25日

天理市農業委員会
会長 森 田 周 作

議案第1号 農地法第3条に関する許可申請について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について

議案第3号 その他

市街化区域の専決処分について(報告)

選挙管理委員会

(平成24年 5月 7日掲示済)

天選告示第5号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第23条第1項及び第30条の7第1項の規定により、平成24年 6月 3日から同月 7日までの間、縦覧に供する選挙人名簿に登録した者の氏名及び住所等を記載した書面並びに在外選挙人名簿に登録した者の氏名及び経由領事官の名称等を記載した書面の縦覧場所は、次のとおりである。

平成24年 5月 7日

天理市選挙管理委員会

縦覧場所 天理市川原城町605番地
天理市役所内 天理市選挙管理委員会事務局

(平成24年 6月 2日 掲示済)

天選告示第6号

平成24年 6月 2日現在における地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59号)第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第4条第11項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成24年 6月 2日

天理市選挙管理委員会

委員長 堀内 靖介

50分の1の数 1,066人

6分の1の数 8,881人

3分の1の数 17,761人

監査委員

(平成24年 5月 1日 掲示済)

天監委告示第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第1項の規定に基づく監査請求について監査を行ったので、同条第4項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

平成24年 5月16日

天理市監査委員 梅 崎 浩 充

天理市監査委員 別 所 矩 佳

天理市監査委員 岡 部 哲 雄

第1 監査の請求

1 請求人

住所 天理市三島町86番地

氏名 天理市民オンブズマン

代表幹事 梅光 雅幸

2 請求書の提出

平成24年 3月22日

3 請求の要旨

請求の要旨は原文を記載し、事実証明書の内容は省略した。

請求の趣旨

天理市が平成22年4月1日より平成23年3月31日の平成22年度に天理市環境クリーンセンターがなした、一般廃棄物における、事業所より排出された事業系ゴミの収集処理により、その手数料の不徴収は市条例はおろか法を遵守せず、公正公平な公共料金の徴収を怠り、貴重な公金に多大な損害を与えたことは明白である。

よって、天理市行政の懈怠により、天理市が被った損害金を天理市代表者天理市長南佳策及び関係職員に賠償させるよう適切な措置を求めるものである。

懈怠の事実

1. 法及び天理市条例を遵守していない事実。

本請求は法令遵守の推進を標榜している天理市行政が明らかな違法行為を犯し、公共料金の徴収を怠り、市民に多大なる損害を与えていることを糾すものである。

天理市廃棄物の処理及び清掃に関する条例には天理市環境クリーンセンターに搬入されるゴミの処理手数料を定めたものがあるが、それによれば天理市が受け入れるゴミには、家庭系ゴミと事業系ゴミの2種類の区分がある。また家庭系ゴミに関しては通常、各自治会の設けたゴミ集積場(担当者はステーションと称する)に出されたものを天理市が無料で収集しており、その他が上記搬入されるゴミの内容となっている。その処理手数料は平成22年度当時において、家庭系ゴミについて100キログラム迄は無料それを超えて10キログラム毎に80円、事業系ゴミについて10キログラム毎に160円とし10キログラム未満は10キログラムとみなすとなっていた。

廃棄物処理法では、事業系ゴミは排出する事業者の責任において、処理しなければならないとされて

いる。しかるに、天理市環境クリーンセンターは平成8年の廃棄物処理法の一部改正に対する説明会において、事業所から排出される事業系ゴミの取り扱いに対し、明らかに法に違反する他市では不法投棄であるとし逮捕者はおろか書類送検者まで出ている事案を奨励しているとしか言いようのない内容の、「10キログラム未満の事業系ゴミはステーションに出すように」と指示し、事業所より排出されるゴミを家庭系ゴミとして取り扱っており、無償で収集している。この所為は明らかに違法行為である。

(別添事実証明書1,2)

別添の事実証明書3は天理市環境クリーンセンターが平成22年10月に成した事業所ゴミを排出する事業者に対するアンケート調査結果であるが、これを検証し、平成23年12月14日の経済産業委員会における委員と天理市環境クリーンセンター職員の質疑応答(別添事実証明書4)を合わせ見れば、アンケート調査を実施した1023事業所の内512事業所については上記ステーションに事業系ゴミを出していることは容易に判断できる。

天理市環境クリーンセンターは、事業所より排出される事業系ゴミを無償で収集し、事業所を一般家庭と同じとする不明瞭な取り扱いによって、法を順守し排出するゴミを有償で処理している事業者との費用負担に差を生じさせ、いわば正直者が損をする不公平不公正な行政をしているのは明らかに正当性を欠く。

天理市はこの公共料金の不公平不公正な不徴収によって、明らかに公金に損害を生じさせている。その損害は全容について算定することは出来ないが、事実証明書3及び4から判明する範囲で上記アンケート調査の結果少なくとも512事業者が前記ステーションに出しているのが認められる。それから算定すると少なくとも損害額は¥7,864,320-を下回らない。

2. 法を順守していない事実

天理市は、天理市環境クリーンセンターが平成8年の廃棄物処理法の一部改正に対する説明会において、法に背違する説明が為されるという重大な案件の起案書である伺書(別添事実証明書1)に理事者の決済も仰がず説明会を開催し違法な内容(別添事実証明書2)の説明、指示を行っている。

地方自治法(以下法という)は地方公共団体が特定の者の利益を図る行為を禁じており、法がこの様に規定する趣旨は、法及び条例を遵守しない違法行為は、財政の運営上多大な損失を蒙り、財政破綻の原因となるのみならず、特定の者の利益の為に運営がゆがめられることにもなり、ひいては住民の負担を増嵩させ、又、地方自治を阻害する結果となるのを防御することにある。

3. 以上のような不明瞭な取り扱いをなし、天理市財政に損失を与えた原因は、明らかに天理市行政の失策に基づくものである。

4. 法は「当該違反行為に基づき当該地方自治体に財産上の損害が生じた場合は、管理者である市町村長は財産管理等の事務の管理執行権限に基づいてこれを是正する義務を負う」と規定するが遵守されていない。

以上、上記懈怠行為により、法及び条例を遵守せず、正当な理由もなく特定の者に利益供与をなし、公共料金の不徴収より、公金に多大な損害を与えたことは明白である。

よって現在判明した平成22年度に天理市環境クリーンセンターが家庭系ゴミと共に収集した事業所より排出されたゴミの取り扱いに際し、明らかになった公共料金不徴収により天理市が被った、平成22年度分の天理市の公金損害額¥7,864,320-を天理市代表者天理市長南佳策及び関係職員に弁済を求め、施策を是正する等、厳正な措置を講じることを求める。

添付書類

資料 1	事実証明書 1	伺書
資料 2	事実証明書 2	説明会での配布資料
資料 3	事実証明書 3	アンケート調査結果
資料 4	事実証明書 4	平成23年12月14日の経済産業委員会議事録(抜粋)

第2 請求の受理

天理市代表者天理市長南佳策及び関係職員に賠償させるよう適切な措置を求める請求については、地方自治法第242条で定める要件を備えているので、これを受理した。

第3 監査の実施

1 請求人の証拠の提出及び陳述

平成24年4月12日、地方自治法第242条第6項の規定により、証拠の提出及び陳述の機会を設けた。これに対し、請求人から陳述書及び補足的な証拠資料の追加提出があり、請求内容に関し補足説明があった。

2 監査対象事項

当監査委員は、請求人が「ゴミ」という表記を用いて表現する事柄を、実態及び実務規定上の区分から必要なものについては、「一般廃棄物」と整理したうえで、請求書の記載事項及び請求人の陳述内容等を整理し、以下の3点を監査対象とした。

- (1) 「10キログラム未満の事業系ゴミはステーションに出すように」と指示し、事業所より排出される一般廃棄物を家庭系一般廃棄物と同様に取り扱い、無償で処理することは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月法律第137号。以下「法」という。）及び天理市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和47年3月条例第3号。以下「条例」という。）に違反するか否か。
- (2) (1)が条例に違反する「手数料の不徴収」であるとすると、平成22年度に天理市が被った損害額はいくらになるか。
- (3) 「10キログラム未満の事業系ゴミはステーションに出すように」と指示し、事業所より排出される一般廃棄物を家庭系一般廃棄物と同様に取り扱うことで、事業系一般廃棄物を排出する事業者間に不公平が生じているか否か。

3 監査対象部局

環境経済部 環境クリーンセンター

4 監査対象部局への聴取

監査対象部局に対して、平成24年4月26日に聴取を実施した。

第4 監査結果

本件請求の監査結果は、次のとおり決定した。

本件請求に係る措置要求は、理由のないものとして棄却する。

以下、その理由について述べる。

- 1 「10キログラム未満の事業系ゴミはステーションに出すように」と指示し、事業所より排出される一般廃棄物を家庭系一般廃棄物と同様に取り扱い、無償で処理することは、法及び条例に違反するか否か。について

(1) 法第3条の規定について

法では、廃棄物を産業廃棄物と一般廃棄物に区分（第2条第2項）したうえで、第3条で「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」と規定している。

この規定は、事業活動に伴って生じた廃棄物（産業廃棄物を含む総体）について、事業者が有する基本的な責務を明らかにしたもので、「自らの責任において適正に処理する」ということは、「自らの手による処理にとどまらず、廃棄物処理業者又は地方公共団体への処理の委託をも含むものである。」と解されている。

また、実態的な規定に基づく処理体系の中で、一般廃棄物及び産業廃棄物の区分ごとに、処理責任、努力義務の形で具体化されており、一般廃棄物については、市町村の処理責任を原則としている。（法第6条の2）

従って、事業者が「自らの責任において適正に処理する」原則は、市町村の処理責任の下で、なるべく自らの手で処理するよう努めるほか、市町村が定める一般廃棄物処理計画に従うことや、市町村の行う処理に協力すること、また、市町村の指示を受けることを意味する。

よって、天理市が、「10キログラム未満の事業系ゴミはステーションに出すように」と指示し、事業所より排出される一般廃棄物を家庭系一般廃棄物と同様に取り扱うことは、法が予定した市町村の処理責任の範疇に含まれる処理方法であるので、「法に違反する。」という請求人の主張は容認できない。

(2) 条例第7条の規定について

条例第7条で、「市は、一般廃棄物の取扱いに関し、次に掲げる区分により、別表に定める一般廃棄物取扱手数料を徴収する。」と規定し、同条第1号で、区分として、市長が指定した場所に搬入されたごみが対象であることを規定したうえで、別表では、「家庭系ごみについては、100キログラム迄は無料、それを超えて10キログラム毎に80円、事業系ごみについては、10キログラム毎に160円とし、10キログラム未満は10キログラムとみなす。」と規定している。

なお、「市長が指定した場所」とは、天理市環境クリーンセンターを指すのであるから、一般廃棄物については、それが事業系であると、家庭系であるにもかかわらず、天理市環境クリーンセンターに搬入された場合にのみ有償で処理する旨を規定していると解される。

従って、「ステーションに出された事業系ゴミを無償で処理することは条例違反である。」という請求人の主張は容認できない。

- 2 1が条例に違反する「手数料の不徴収」であるとすると、平成22年度に天理市が被った損害額はいくらになるか。について

1より、法及び条例ともに違反していない以上、天理市が損害を受けているという請求人の主張は容認できない。

- 3 「10キログラム未満の事業系ゴミはステーションに出すように」と指示し、事業所より排出される一般廃棄物を家庭系一般廃棄物と同様に取り扱うことで、事業系一般廃棄物を排出する事業者間に不公平が生じているか否か。について

天理市環境クリーンセンターが事業所を対象として「10キログラム未満の事業系ゴミはステーションに出すように」と指示したことは事実であった。

係る指示により、ステーションに事業系一般廃棄物を出し無償で処理している事業者と、天理市が許可した一般廃棄物処理業者に委託して有償で処理している事業者、あるいは、自ら天理市環境クリーンセンターに持ち込み有償で処理している事業者があることもまた事実である。

しかし、関係人への聴取等から、この差異は、天理市が実施する「ごみの収集」が週に2回である実情のなかで、事業者それぞれが1回当たりの排出量やステーションに出すことができる曜日の限定等を考慮し、総合的に判断して選択した結果であると思慮できる。

もとより、請求人が指摘するように、市町村が行う施策は公平公正でなければならず、特定の者への便宜を図るものであってはならないが、上記の事業系一般廃棄物の処理方法に関する差異は、廃棄物処理行政に伴う合理的なものであり、施策の不公平不公正にも、特定のものへの便宜の供与にもあたらないと認められる。

従って、「事業系ゴミを排出する事業者間に不公平が生じている」という請求人の主張は容認できない。

(平成24年 5月29日 揭示済)

天監委告示第2号

定期監査の結果について(公表)

地方自治法第199条第4項の規定により、平成24年度第1回定期監査を実施したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成24年 5月29日

天理市監査委員	梅	崎	浩	充
天理市監査委員	別	所	矩	佳
天理市監査委員	岡	部	哲	雄

1 監査の種別 定期監査

2 監査の執行期間及び監査対象

監査執行期間	監査対象	予算執行状況調査日
平成24年 5月 7日～5月 8日	選挙管理委員会事務局	平成24年3月31日
〃 5月 11日～5月 14日	農業委員会事務局	〃
〃 5月 16日～5月 18日	市議会事務局	〃

3 監査の範囲

平成23年度の財務に関する事務の執行状況

4 監査の対象事項

- (1) 予算の執行状況
- (2) 収入及び支出の事務処理状況
- (3) 補助金関係の事務処理状況
- (4) 契約関係の事務処理状況
- (5) 財産の管理状況
- (6) 物品の出納保管状況

5 監査の方法

監査対象となった各所属長から資料の提出を求め、予算の執行、収入及び支出の事務処理等、財務に関する事務処理が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているか、関係諸帳簿と照合し、必要に応じて関係職員から説明を聴取し、監査を行った。

6 監査の結果

事務処理等は、予算の目的に従い、法令に準拠し、おおむね適正かつ効率的に執行されていると認められた。

なお、注意すべき事項については、関係職員に指示しておいた。

監査の結果は、以下のとおりである。

市議会事務局

(1) 予算の執行状況について

○ 歳出

目	予算現額 円	執行済額 円	残額 円	執行率 %
議会費	291,808,000	282,235,812	9,572,188	96.7
合計	291,808,000	282,235,812	9,572,188	96.7

平成24年3月31日現在

注：職員給与費除く。

歳出の主なものは、議員報酬、政務調査費及び市議会ホームページ製作業務委託料である。

それぞれの支出負担行為何書等の関係書類を監査した結果、適正に処理されていた。

(2) 資金前渡金について

資金前渡金の保管は、金融機関に預けられており、預金通帳、現金出納簿、領収書及び支払証明書の整理も適正に処理されていた。

選挙管理委員会事務局

○ 予算の執行状況について

① 歳入

目	予算現額 円	調定額 円	収入済額 円	収入未済額 円	収入率 %
総務費委託金	17,681,000	17,670,161	17,670,161	0	100.0
雑入	271,000	268,310	268,310	0	100.0
合計	17,952,000	17,938,471	17,938,471	0	100.0

平成24年3月31日現在

② 歳出

目	予算現額 円	執行済額 円	残額 円	執行率 %
選挙管理委員会費	4,020,000	3,292,947	727,053	81.9
選挙啓発費	46,000	34,292	11,708	74.5
知事選挙費	4,376,000	4,370,510	5,490	99.9
県議会議員選挙費	4,382,000	4,376,890	5,110	99.9
市議会議員選挙費	25,643,000	25,637,324	5,676	100.0
大和平野土地改良区総代選挙費	271,000	207,034	63,966	76.4
農業委員会委員選挙費	162,000	161,012	988	99.4
合計	38,900,000	38,080,009	819,991	97.9

平成24年3月31日現在

注：職員給与費除く。

歳入の主なものは、知事選挙及び県議会議員選挙に伴う委託金である。

歳出の主なものは、選挙管理委員報酬、知事選挙、県議会議員選挙、市議会議員選挙のポスター掲示場作成取付業務委託料及び啓発用物品代である。

それぞれの支出負担行為何書等の関係書類を監査した結果、適正に処理されていた。

農業委員会事務局

○ 予算の執行状況について

① 歳入

目	予算現額 円	調定額 円	収入済額 円	収入未済額 円	収入率 %
総務手数料	72,000	74,700	74,700	0	100.0
農林費県補助金	3,658,000	3,896,159	2,413,000	1,483,159	61.9
市預金利子	0	2	2	0	100.0
雑入	940,000	1,179,946	1,083,946	96,000	91.9
合計	4,670,000	5,150,807	3,571,648	1,579,159	69.3

平成24年3月31日現在

② 歳出

目	予算現額 円	執行済額 円	残額 円	執行率 %
農業委員会運営事業	14,398,000	13,305,042	1,092,958	92.4
合計	14,398,000	13,305,042	1,092,958	92.4

平成24年3月31日現在

注：職員給与費除く。

歳入の主なものは、農林費県補助金では農業委員会交付金であり、雑入では大和平野土地改良区決済金徴収及び事務委託金である。

なお、収入未済額については、監査実施時点で収入済であることが確認できた。

歳出の主なものは、農業委員報酬、農業委員会拠出金である。

それぞれの支出負担行為何書等の関係書類を監査した結果、適正に処理されていた。

むすび

以上が平成24年度第1回、市議会事務局及び選挙管理委員会事務局並びに農業委員会事務局の定期監査を行った結果である。

平成23年度の予算執行状況、歳入歳出の事務処理状況、物品の出納保管状況及び財産の管理状況等について監査を実施した結果、各予算は目的に従い法令に準拠し適正に処理されていた。今後の予算執行においても的確な対応並びに適正な対処をされるよう要望する。

公営企業

(平成24年 5月 7日 掲示済)

天理市上下水道局告示第 6 号

天理市指定給水装置工事事業者の廃止について

平成24年 5月 7日付をもって下記の天理市指定給水装置工事事業者は廃止したので告示する。

平成24年 5月 7日

天理市上下水道事業管理者
中 谷 博

廃止天理市指定給水装置工事事業者

商 号 (株) 加井工業

代表者 加井 健司

住 所 奈良県石上町383-1

(平成24年 5月28日 掲示済)

天理市上下水道局公告第 7 号

平成24年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域の町名について

天理市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例(昭和45年 3月天理市条例第 1号)第 7条の規定により、負担金を賦課しようとする区域を次のように定める。

平成24年 5月28日

天理市上下水道事業管理者
中 谷 博

記

排水区域の名称	負担金を賦課しようとする区域(町名)
天理北第 9 処理分区	丹波市町の一部

(平成24年 5月28日 掲示済)

天理市上下水道局告示第 7 号

天理市指定給水装置工事事業者の指定について

平成24年 5月28日付をもって下記の者を天理市指定給水装置工事事業者として指定したので告示する。

平成24年 5月28日

天理市上下水道事業管理者
中 谷 博

天理市指定給水装置工事事業者

商 号 渡辺設備工業 (株)

代表者 渡辺 徳男

住 所 奈良県大和高田市田井新町 3 - 17

(平成24年 6月 1日 掲示済)

天理市上下水道局管理規程第 6 号

天理市指定給水装置工事事業者規程(平成10年 2月天理市水道ガス局管理規程第 4号)の一部を次のように改正する。

平成24年 6月 1日

天理市上下水道事業管理者
中 谷 博

第 7 条第 2 項第 2 号中「又は外国人登録証明書の写し」を削る。

附 則

この規程は、平成24年 7月 9日から施行する。